

健介保第 1130 号  
令和 3 年 10 月 1 日

指定居宅介護支援事業所管理者 様

横浜市健康福祉局介護保険課

## 区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出について（通知）

令和 3 年 10 月から、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつその利用サービスに占める訪問介護の割合が高いケアプランのうち、本市が指定するものについて保険者への届出をお願いいたします。

なお、この取組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありませんのでご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### 1 厚生労働大臣が定める区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合に該当するケアプランについて（添付資料 2 国通知参照）

#### (1) 居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が 7 割以上  
かつ

②その利用サービスの 6 割以上 が「訪問介護サービス」

#### (2) 該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和 3 年 10 月 1 日以降に作成又は変更したケアプランのうち、本市が指定するもの。

### 2 届出が必要なケアプランの連絡及び届出の期限

居宅介護支援事業所に個別に通知いたします。（令和 4 年 2 月以降を予定）

### 3 提出書類

#### (1) 区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出書（兼理由書）

#### (2) 居宅サービス計画書「第 1 表」～「第 3 表」の写し

※ その他、必要に応じてアセスメントシート等の届出をお願いする場合があります。

用紙のサイズは A4 サイズで統一をお願いいたします。

#### 4 提出方法

郵送（来庁不要）

※ 区役所では受け付けいたしませんのでご注意ください。

#### 5 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局介護保険課 給付担当行き

<ケアプラン在中>（朱書き）

#### 6 その他

- (1) 届出内容について問い合わせることがあります。
- (2) 点検結果については後日、郵送等によりお知らせする予定です。

#### 7 添付資料

- (1) 区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出書（兼理由書）  
（様式）
- (2) 国通知
  - 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（令和3年9月14日老発0914第1号厚生労働省老健局長通知）（介護保険最新情報 Vol.1006）
  - 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（令和3年9月22日厚生労働省事務連絡）（介護保険最新情報 Vol.1009）
- (3) 根拠規定
  - 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月25日条例第51号）抜粋
  - 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）抜粋
  - 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（令和3年9月14日老発0914第1号厚生労働省老健局長通知）（前掲）抜粋

担当：健康福祉局介護保険課

担当係長 福司

電話：045-671-4255